

登録美術品制度の税制改正に対応した検討（令和2年6月30日）議事概要

1. 日 時 令和2年6月30日（火）13:30～15:30

2. 場 所 文化庁第2会議室（旧庁舎2階）

3. 出席者

＜委 員＞ 小川委員、佐藤委員、内田委員、原田委員、名児耶委員、大谷委員、
片岡委員、近藤委員、長谷川委員、山崎委員

＜文化庁＞清水課長、佐藤調整官、堀補佐、松本調査官 他

4. 議事概要

＜座長の選出＞

○座長に佐藤委員が選出された。

＜文化庁からの説明＞

○資料2-1～2-4、資料4に基づき、本会議、登録美術品制度、令和2年度税制改正の概要を説明。

○資料5に基づき、検討にあたっての視点を説明。

＜「存命作家の作品に対象を広げる場合に必要となる配慮事項等について」意見交換＞

○標記についての意見交換があった。概要以下の通り。

佐藤座長：最初の審議でもあるし、各委員から意見を言ってもらわればと思う。私からは、登録美術品としての価値をどう担保するかが課題と思うが、何らかの条件を加えてはどうか。国宝・重文の指定では、制作後50年の経過を必要とするという運用がある。作品の価値が落ち着くにはそのくらいの期間が必要という考え方だ。現存作家に50年は長いかも知れないが、展覧会の出品や研究・言及などが重ねられることで価値は積み重ねられるもの。制作されてから一定期間の時間が経ったものという基準はあっていいのではと思う。

内田委員：登録基準をどうするかだが、配慮すべきことが2つある。1つは作家のレベルと作品のレベルだ。社会的ステータスが確立している人の作品というのはあると思う。なおかつ代表的な展覧会に出品した代表的な作品ということが望ましいだろう。もう1つは公開する施設のレベルについても配慮すべきだということ。国有品を管理する施設として相当施設でよいのか？ と感じる。国有品になるかもしれないものは、きちんと管理されるべき。国立美術館、博物館等一定のレベルの施設で公開できる作品を登録すべきでは。

原田委員：難しいのは、古い美術品は、長年研究され比較され素晴らしいものがセレクトさ

れ、歴史上の評価が出されてきているが、現代美術は必ずしも当てはまらないところ。そのため、作家及び作品に対する評価基準はどこに置くかが難しい。現代作家に、制作優秀などの基準を簡単に当てはめられるのか？ また、作者の受賞歴や大規模な公募展への出品作品をよしとしてこれを基準にし、優秀としていいのかどうか。国の財産となりうるものなので、慎重に検討が必要。

名児耶委員：現代作品の評価には時間がかかる。専門家でも、4、50年くらいの時間がかかる。受賞歴、公開歴、評論家の意見を踏まえても、時間が経っても誰が見ても認められるようなものとして評価をするのは時間がかかるし大変難しい。登録にふさわしい作品を、誰が、公平に、審査・判断できるのか。私も作品主義で考えるべきだと考えていて、国の財産として後世でも残るものだという判断をする仕組みを作ることが重要。

大谷委員：私の勤務する美術館は、対象拡大が実現したら登録作品を引き受ける可能性は高い。その上でだが、受け入れ館がしっかりとるべきだという御意見はある一方で、優れた美術品の公開促進の意味では、国立美術館は、購入予算がついており、現代美術でよいものは自館で購入できるし、購入していくべき。むしろ今は地方のしっかりした公立美術館でも、購入予算がないところもあり、そうした館で現役の作家を応援したいという方向性が合致すれば、この制度がうまくいく気もしている。ただ、それぞれの思惑が違うとトラブルになるかもしれない、注意は必要。作家・作品の評価要件については、ジャンルによって変わってくるのではないか。伝統的に積み上げてきたものと、現代美術で国際的スタンダードがあるものについては、評価の体系が違うものにならざるを得ないか。ただ、要件をジャンルごとに細分化するのもどうかと思う。その意味では、作品本位で評価するという古田委員の意見はシンプルでいいと感じている。質問だが、現役作家が自分の作品を申請することも可能か？

事務局：現状は可能である。

大谷委員：そうであれば、そこで問題が生じないか、本来の趣旨と違う使われ方をしないか心配。

片岡委員：美術品登録制度の登録数83件は、制度としては多いか少ないか。

事務局：登録数は最初の10年で20数件程、次の10年で60件程となっており、件数は増えてきている。また所有者、税理士等から問い合わせは頻繁にある。

片岡委員：公開の定義はあるのか。

事務局：公開は、「公衆の観覧に供すること」というのが法律の定義で、実物の展示が必要。公開期間は特に定めはないが、公開契約期間に一度も公開されていないと登録取消の対象となる。5年という公開契約期間は、法律制定時の資料をみると、5年あれば企画展の公開計画に登録美術品の公開計画を盛り込めるだろうという想定だった模様。

片岡委員：申請をされた作品の登録可否を判断するのは誰か。

事務局：登録美術品調査研究協力者会議を開催して意見を聴取し、登録の可否を最終的に判断するのは文化庁長官。

片岡委員：美術館でもコレクションを収集する基準がある。作品を受け入れる美術館が受入れに値するかどうかを判断することもあってよいのではないか。

事務局：登録美術品の登録申請の際に、公開契約を締結する美術館からの同意書を添付する必要があるが、作品を受け入れるかどうかは美術館の判断となる。自身の館で預かり、公開するに相応しい作品であるか否かは、受入れに同意するか否かの場面で行われる。

近藤委員：作家と作品は分けて考えるという基本的な考え方大賛成。本制度は作品を登録するものであり、どんなにすごい作家でも駄作はある。ダメな作品を公開する必要はない。一定以上の作品をどう選ぶか、という点に絞って要件を考える方が良いのではないか。

長谷川委員：グローバルなマーケットにおける評価はどうか、国外でもバリュの普遍性が担保されているものという視点もある。あくまで第一は作品に対する評価。その上で、「国内外の国立美術館における作品所有」は作家に着目することになろうかと思うが、フィルタリングするという意味でも、公開実績と併用していくべき。また、美術館が、その作家の流れをまとめて見せるのがコレクションの見せ方である。作品単独の価値だけでなく、コレクションにおける価値もある。登録美術品の価値の出し方として、例えば、故人の作品を遺族がまとめて扱いたい場合、本制度が美術館のコレクション展示との懸け橋になり得る。また、相続税の物納も遺族の助けになるとは思う。文化庁等の専門家がその手助けできればよい。拡大対象でどういう経済効果が生まれるのか、単独ではなく、どういうコンテキスト、組み合わせで見るのかが重要。

山崎委員：受賞歴、招聘実績、作品所有、公開実績というものが例示されているが、国内の受賞歴の項目と世界の芸術祭への招聘実績は同居するのは難しいのではないか。また、文化勲章等の受賞歴を前提履歴のようにされるのは避けるべき。文化勲章等と紐づけると、登録

美術品制度を戦略的に使う行政的判断が生まれる。制度としては生きたものにならない。下の2つ、作品所有と公開実績と学術論文等の評価というモノにまつわるものから判断すべき。また、やはり大切なのは時間ではないか。50年ないし30年という時間ががあれば、複数の目、複数の視点から評価される。ある作品が制作されてからの蓄積されていく時間をどう設定するのか、ウエイトを置いて考えたい。

小川委員：生存中でも高齢の方なら現代アートとも言えないところがある。有名な作家の場合、作家自身の所有作品について申請の相談が寄せられた場合、美術館が作品を受け入れないという判断はしにくいのではないか。また受賞者リストの若い方はメディアアートが多いが、例えば映像作品をどう扱うのかが難しい。本制度の対象外なのか、それとも映像が記録されたハードディスク等が現代美術品となるのか。分野が広がっていることもあり、美術品の定義も変更しなければならないこともあるのかと考えている。

佐藤座長：ご意見を総合すると、評価基準と公開の問題、これらが大きい二つの視点と思える。評価基準は、古田委員のご意見ペーパーがかなり受け入れられていると感じた。作家と作品の評価は切り離せない。そうは言っても作品本位で評価すべきである、というのが大きな方向性かと思う。一方、登録美術品制度運用にあたり、「公開」をどのように考えるかという制度設計も論点になってくる。

片岡委員：年間何日以上公開などの基準はあるのか。

事務局：登録美術品制度では、年間何日以上公開というような基準はない。国宝・重要文化財では、作品の保護のために公開に制限をかける方向で公開基準があるが、この制度では公開に制限をかける定めも、〇日以上公開すべきという定めもない。美術館で検討して頂いて適切な形で公開することになっている。強い規制がかかるたてつけの制度ではない。

片岡委員：それでは、何のための制度かということにならないか。

事務局：本制度は、個人や法人が所有し、私藏されてあまり日の目をみない、鑑賞される機会がない作品について、とにかくまずは美術館という公の場に預けてもらい、公開される環境を作るというのがねらいである。

佐藤座長：確実に公開をする、というのは一つ詰めて考えてもいいのかもしれない。制度だけ利用してすぐ取り消し、公開しないというようなことにならないような仕組みは必要か。

事務局：片岡委員のご指摘のような公開の範囲になると、税制改正への対応の枠をこえて法

改正の関係になる。そのレベルの話になると文化審議会で何年かけて審議を行うこととなる。運用のレベルで、公開に誓約書をだしてもらう等のことは考えられる。また、取消申請に公開の実績欄を設ける、という手段はあるかもしれない。

佐藤座長：運用の段階で、ということですね。

内田委員：現代作家をどう規定するか、その評価、そして税制上の優遇措置、これらは悩ましいことで、これを悪用する人が出てくる。相続税の物納の優先順位が第一位になると、税逃れのために悪用することも無きにしもあらずで、その仕組みを考えるのは重要である。

事務局：物納には一つの壁として、金銭納付原則があり、金銭が優先される。実質上は物納が難しい。金銭納付原則を適用しないよう税制改正でも要望したが、どうしても財務省が了解しなかった。

原田委員：本制度を使って国のお墨付きをもらって作品の価値を高める、という使い方を縛り、どうやって線引きをしていくのかが重要である。公開を促進する制度自体は良いと思うが。生存中の作家の重要な作品を積極的に公開する仕組みはよいが、制度を悪用されることにならぬよう考えてゆく必要はある。

片岡委員：作品のメディア（素材）の問題だが、資料4にある通り、音・光・パフォーマンス等は対象外なのか？

事務局：法律で「有形の文化的所産である動産」と規定されている。

片岡委員：映像、写真、インスタレーションはどうなるのか。現代アートでは、パーツを指示書通り並べるようなものもあるが。

事務局：写真については、重要文化財に指定されているものがある。写真そのもののモノとしての価値が評価されて指定されている。

長谷川委員：現代作家が自分の作品を美術館で管理して欲しいと思ったとき、この制度が機能するのはどんな場面か、あまり想像できない。例えばアンディ・ウォーホルなら誰でも見たいと思うし、作家がマーケットではなく、自分の作品を皆に見てもらいたいという場合は当てはまるだろう。しかし実際の例は少ないと思うが、片岡委員、いかがか。

片岡委員：所有者の利点がどれくらいあるか。所有者には、プロに管理してもらうというも

のがどれほどメリットがあるか、物納以外に何がメリットなのか、不明確。

長谷川委員：それなら心配するほどのことはないか。また、本制度には所有者と美術館のマッチングというか、美術品情報の共有機能のようなものはあるように思う。

事務局：所有者からご相談があれば、文化庁では美術館について情報提供することは可能であるが、所有者から直接美術館に作品を預かってもらうことについて申し入れる必要はある。

近藤委員：登録美術品制度に、現代美術をどうやれば問題なく入れられるか、というのが現在の議題である。私は長く無形の分野の保存に関わってきたが、有形、無形の定義は「手で触ることができる形があるかどうか」の違いだ。美術品そのものに触れすることが出来なければ無形。映像作品がハードディスクに入っていても、映像そのものに触れられなければ有形ではない。

事務局：重要文化財では、映像フィルムとして、あくまでモノとしての指定はあるが、映画としての指定はない。

佐藤座長：明文化しづらいことばかりになりそうではある。受賞歴は参考にしても決定的な基準にはならない。また、世界的評価は何を示すのか。出てきた作品に応じて評価基準を担当者が見つけなければならない。

事務局：多様な価値観が認められ、多様な評価があつてよい現代アートの場合、抽象的な評価基準では、全てが認められてしかるべきということになってしまいかねない。また、作品が国有品になることを考えると、長期間にわたって価値が保たれる必要がある。更に、この制度に載せるのは、作家の存否に関わらず、価値は変わらないものであるべきではないかという視点もある。このような現代アートを登録美術品制度の枠に載せるためには、どうするか。今の基準のままでは、中々難しい。

片岡委員：世界的に評価の高い芸術祭への招聘実績は一つの基準になるだろう。国内外の国立美術館における作品所有も一つの基準になるだろう。ただ、米国などには国立美術館はほとんど無いので、“国立”を基準にするかどうかは検討の余地はある。グローバルなスタンダードに乗っているかどうかという条件はあってよい。

原田委員：海外の生存中の作家の作品も対象になるのか。

事務局：対象になる。ただし、作品自体は国内に所在していなければならない。

長谷川委員：海外で公立美術館では、一度入れたものは出さない。私立美術館では一度収蔵したものでも出してしまう。だから、権威ある公立美術館が収蔵品としているということは基準にしてよいように思う。海外で個展開催されているかどうかという基準はあり得る。重要なビエンナーレのうち複数展示などの基準を設ければ、ある程度フィルタリングできるのではないか。

佐藤座長：古田委員のペーパーにある4つの項目は、文言を修正して基準のたたき台になり得る。この基準の五つ目に、その作品の研究歴を加えて頂ければと思う。この方向で次回会議までに事務局には案をまとめて頂きたい。

近藤委員：その際、制度を悪用しようとすることができないように考えることが必要と思う。

事務局：本日のご意見、また会議後に届いたご意見をまとめまして、次回会議で基準案をお示しさせて頂ければと思う。

以上